

# 平成 30 年度 被措置児童等虐待の状況について

金沢市福祉局こども未来部こども総合相談センター

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 に基づき、平成 30 年度金沢市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

## 1 届出・通告受理及びその対応の状況について

届出・通告 受理件数	事実確認を行った事例		
	虐待事実が認められ た事例件数	虐待事実が認められ なかった事例件数	虐待事実の判断に至 らなかった事例件数
1 件	1 件	0 件	0 件

※届出・通告を受理した事例については、調査結果を含め、金沢市こども子育て審議会に報告。

## 2 被措置児童等虐待の状況

児童の 性別	児童の 年齢層	虐待の種別
男児	小学生	身体的虐待

## 3 施設等の種別及び施設職員等の職種

施設等の種別	件数	施設職員等の職種
社会的養護関係施設	1 件	児童指導員

※施設等の種別： 【社会的養護関係施設】乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設  
【里親等】里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

## 4 金沢市が講じた措置等について

・施設に対して、職員の管理体制及び再発防止の取組みの徹底を指導。